

2022 年 5 月 11 日

当社取締役会全体の実効性に関する評価結果の概要について

石原産業株式会社

当社は、取締役会の機能の向上を図ることを目的として、当社「取締役会評価に関する規程」に基づき、2021 年度の実効性について分析・評価を実施致しましたので、下記の通りその概要を開示いたします。

記

1. 取締役会全体の実効性の評価の実施について

当社は、「コーポレートガバナンス・コード (CG コード)」における取締役会の責務に鑑み、取締役会の機能向上を図るため、取締役会評価に関する規程に基づき、当社取締役会の下に社外取締役および監査役で構成される評価委員会を設置し、2016 年度以降、毎年度、同委員会による取締役会全体の実効性の分析・評価の結果を受け、取締役会において評価結果を決定し、その概要を公表してきました。2021 年度についても、本方針に基づき、取締役会全体の実効性の評価を行いました。

2. 評価委員会の分析・評価の実施経過

2021 年度は、質問事項を 2020 年度の 45 項目から 39 項目とする質問票に変更しました。質問事項の主な変更点は、2020 年度に達成度が 100%であった質問事項のうち今後も確実に達成されると思われる項目を外し、従来の質問事項の統合とともに改訂された CG コードから新たな質問事項を追加しました。また、取締役会全体の実効性の確保についての自己評価は達成度を自由に判断してもらい、自由意見に関しても、記載欄を拡大し各取締役・監査役からの意見を募りました。

評価委員会は、すべての取締役および監査役に対し、質問票を配付し、回答内容を分析・評価の上、取締役 9 名全員に対しインタビューを実施しました。これらを踏まえた評価委員会からの評価結果報告を受け、当社取締役会は、2021 年度の実効性に関する評価を決定致しました。

3. 取締役会全体の実効性に関する分析および評価結果と要因

(1) 各分野、各個人の評価結果と要因

2020 年度の評価との比較では、2021 年度の質問事項が一部変更されたこともあり、8 分野全てにおいて前年度より低下すると共に、各個人のトータルの達成度の評価も 2020 年度の 84.6%に対し 2021 年度は 76.9%となり、各分野、各個人の評価とも低下しました。

この結果に至った要因として、質問事項の変更に加え、2021年6月、CGコードの改訂に基づく持続的な成長と中長期的な企業価値向上への取組み状況、プライム市場に求められる原則等（原則、補充原則）、SDGs、ESGを基盤とした経営など高度化する要請に対し、現時点での課題認識、各課題の推進状況と達成度に乖離があることが影響していると分析しています。

（2）取締役会全体の実効性の確保について

取締役会全体の実効性の確保の達成度は、社内取締役83.0%に対し、評価委員会メンバーは75.7%と、大きく異なっていますが、全体としては79.1%であり、ここ3年間の80%台よりは低下しているものの、取締役会全体の実効性は、確保されているという評価を決定しました。

4. 今後の取組みについて

当社取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果を踏まえ、2022年度においては、次の6項目を取り組むべき課題とし、取締役会全体の実効性を実質的に向上させるべく、一層主体的に取り組んでまいります。

尚、当社は、昨年11月サステナブル推進委員会を設置し、「気候変動対策チーム」（TCFD開示対応、カーボンニュートラルへのロードマップの作成等）、「人権／ダイバーシティ推進チーム」（人権方針、人権デューデリジェンス、ダイバーシティ&インクルージョンの推進等）、「健康経営推進チーム」（健康経営優良法人の認定取得等）、「統合報告書制作チーム」（統合報告書の制作品務）の各チームが中心となり、それを具現化するために諸課題について真摯に取り組んでいるところです。また、リスク管理委員会に於いては、グループに潜在するリスクを洗い出し、影響度と発生可能性を決定すると共に、グループ全体のリスクマップを作成し、優先リスクの高い項目から対応策を講じております。

当社グループにおける価値創造の戦略を策定し、その基盤を整えていくためには、取締役会全体の実効性を実質的に高めていくことが持続的な課題と認識し、今後さらに取組を強化してまいります。

- ① 取締役会と経営会議の位置付け、役割について運営方法の見直しを図ります。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、「事業ポートフォリオに関する基本的な方針」、「中長期的課題や経営戦略の大きな方向性を示す議題」、「将来のビジョン策定」などの重要課題について、経営会議において、質の高い論議と深化に努めます。また、取締役会は、業務執行への権限移譲、社内手続き等の見直しにより、意思決定の迅速化、重要案件の集中的審議を進めるなど効率的な運営を図ります。
- ② グループ会社の経営に関する積極的な監督を行うため、リスクと課題を定期的に報告させると共に、取締役の職務執行の十分な監督・経営全般への関与に取り組めます。
- ③ 取締役は、自らの役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得等、研鑽に努めると共に、他の取締役の職務執行に対し十分監督します。

- ④ 内部監査部門の機能の実質的な強化、取締役・監査役との連携の確保に取り組むと共に、内部監査等の結果を活用し、職務執行の担当分野のみならず、経営全般への関与を果たすよう積極的に発言、行動します。
- ⑤ 議案は、決議を求める事項を明確に記載し、資料は、付議内容が一読して明白なものになるよう工夫すると共に、決議の判断に必要な資料を十分添付します。また、担当取締役は、個々の議題について、当社の事業に影響する主要なリスクも含めて十分説明し活発で充実した議論を行います。
- ⑥ サステナビリティを巡る課題等について、積極的・能動的に取り組む、進捗状況及び審議事項をサステナブル推進委員会で論議し、その内容について社外取締役・監査役とのコミュニケーションを十分図ったうえで、総合的な情報については「統合報告書」を通じ報告します。

以 上